

様式第2号(第10条関係) (表)

(裏)

目 的	
区 域	
方 法	
条 件	

注 意

- 1 この従事者証は、捕獲等の際には必ず携帯しなければならない。
- 2 この従事者証は、その効力を失った日から30日以内に、これを知事に返納しなければならない。

	第 年 月 日
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
特定県内希少野生動植物種捕獲等従事者証	
埼玉県知事 印	

住 所	
氏 名	
捕獲等許可証の番号	
法人の名称	
種 名 (卵にあつては、その旨及び種名)	
数 量	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A6とする。